

令和8年

総務委員会

3月10日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和8年3月10日

午前10時00分 開会

午前11時57分 閉会

1. 出席委員

委員長	鈴木 智和	副委員長	こんどう のぶお
委員	いとう ひろし	委員	武谷 としお
委員	三浦 桂司		
議長	近藤 ひろひで		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
庶務担当係長	大石 明美	議事担当係長	矢野 佑輔

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	小串 真美
行政経営部長	伊藤 正弘	市民生活部長	川島 康孝
秘書広報課長	伊藤 克代	企画政策課長	萩野 昭久
公共施設管理課長	北川 宜志	情報システム課長	長野 直之
財政課長	浦 倫彰	総務課長	田木 勇
防災防犯対策課長	中野 忠之	税務課長	堅田 直寛
債権管理課長	高垣 茂晴	市民課長	杉浦 由季
共生社会課長	松本 小牧		

5. 傍聴議員

岡島 ゆみこ	青木 けんじ	中堀 りゅういち	浅井 たかお
服部 龍一	郷右近 修	林 ゆきひろ	月岡 修一
一色 美智子	毛 受明 宏	堀内 ちほ	清水 義昭
ふじえ 真理子			

6. 傍聴者

一般傍聴者 3 名

7. 陳情者

陳情関係者 1 名

午前10時開会

○総務委員長（鈴木智和議員） おはようございます。

定刻に御参集いただきありがとうございます。ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は7つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶を願います。

議長。

○議長（近藤ひろひで議員） おはようございます。

慎重審査、よろしくお願いします。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（鈴木智和議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、今回の審査順序は、陳情者の希望により、陳情、議案の順で進めますので、御承知おきください。

初めに、陳情第1号 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情を議題といたします。

陳情者の高木様より陳情の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いいたします。

それでは、高木様、よろしくお願いいたします。

○陳情者 おはようございます。

自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会の代表、高木健吉と申します。

本日は、政党機関紙の購読勧誘問題について、調査と対策のために審議していただけるものと心から感謝申し上げます。

陳情書及び添付資料に基づき、全国の明らかになった実態と私たちがなぜアンケート調査をお願いしているのかを御説明させていただきます。

まず、お手元の討議資料2ページを御覧ください。

全国36自治体で実施された調査結果をまとめたものです。平均して57%の職員がハラスメントや圧力を感じたと回答しています。全国のどの自治体を調査してもこれだけの職員が圧力があつたと答えていることは驚くべきだと思いませんか。仮に議員が職員に圧力をかけた認識がなかったとしても、職員が議員から圧力を感じた、断りづらいというのは紛れもない事実です。この厳しい結果は、議員としても、行政としてもしっかりと向き合うべきものだと思います。

次に、3ページを御覧ください。

私どもが特に問題だなと感じていることとして、勧誘時に心理的圧力を受けただけではなく、購読を始めた後もやめたくてもなかなか言い出せないというストレスが続いているということです。

千葉市などの複数自治体のアンケート結果を見ても、購読中の職員の半数以上が購読をやめたいが議員に言い出しにくいと答えている現実があります。職員の自由意思とは反し、不本意な購読が続き、一度購読したら定年までやめられないと聞いております。本当は読みたくない新聞を有料で買わされているとしたら、それは職員の内心の自由の侵害と言えるのではないのでしょうか。勧誘方法が最近では電話によることが多いようですが、勧誘方法を問わず、議員からの庁舎内での勧誘が心理的な圧力を感じる原因となるようです。

4ページを御覧ください。

昨今、この問題で特に注目されているのが東京都新宿区の事例です。政党機関紙『しんぶん赤旗』の勧誘問題について、産経新聞の許可を得て資料を掲載しました。新宿区は、アンケートで心理的圧力を感じて購読している職員への救済処置として、区がサポートして政党機関紙の契約を解除したい方は総務課に連絡してもらうようにしました。すると、50名以上の管理職が契約解除を申し出て集団解約となりました。行政がこうした処置ができ

たのも、ひとえに職員アンケート調査を実施して実態を正確に把握できたからです。議員からの勧誘に心理的圧力を感じている職員が自ら相談窓口に出ることは簡単なことではありません。しかし、アンケートを実施すれば、どの自治体も安心して本音で答えています。

全国で実態確認が進んでおりますので、豊明市においてもこうした勧誘や心理的圧力は本当はないのか、それとも職員が声を上げられないだけなのか、まず正確な事実確認をしていただきたいと思います。

最後に申し上げたいのは、議会でよくいただく実際にこうした相談はあったのか、相談がなければ必要性がないのではといった御指摘についてです。もちろん職員から勇気ある告発があれば問題は正に向かうでしょうが、現実には声が上げづらいというのがこのパワハラ問題の本質であるということを強調したいと思います。ですので、職員に寄り添ってアンケートの実施をお願いしています。

お手元の36自治体のアンケート調査も行政が聞いてくださったから本音を伝えることができ、是正できたので、ぜひ豊明市役所で働く職員の思いに寄り添って実態把握の勇気ある一歩を踏み出せるよう、御審議のほどよろしく願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございました。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いいたします。

伊藤部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君） 特に申し述べることはございません。

○総務委員長（鈴木智和議員） 当局、あるいは陳情者への質疑がある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 この陳情の内容は、地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力とかの苦情、現在はこういったもの、ハラスメントにはなると思うんですけど、このような相談、心理的な圧力の苦情、このような相談は総務課、人事課などでございましたでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

川島部長。

○市民生活部長（川島康孝君） そのような勧誘は総務課のほうでは行われてないというふうに把握しております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

議長。

○議長（近藤ひろひで議員） 同じところで、実態がないということなんだけど、イコール相談を受けたことがないということでもいいですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 人事担当のほうには職員からそういった相談というのは来ていません。私も聞いたことがございません。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。いいですか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 現在、今言われた人事課などからそのようなハラスメント事案はないとのこと。私も議員になり庁舎内へ出向きますが、そのような政党新聞の勧誘行為は見たこともありません。当市には該当しない事案だと思います。しかしながら、こういった事案が起こるのは望ましくはない、そういった理由で趣旨採択とします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。ありませんね。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第1号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） 賛成者なしであります。

続いて、陳情第1号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。陳情第1号は趣旨採択すべきものと決することに、全会一致により趣旨採択すべきものと決しました。

これより議案の審査に入りますが、ここで職員の入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時15分再開

○総務委員長（鈴木智和議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

ここで、副委員長より資料請求があります。

資料請求は、議案第12号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の廃止についてと議案第14号 豊明市職員の旅費に関する条例の全部改正についてと議案第22号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

それでは、副委員長より資料請求の趣旨説明をお願いいたします。

○こんどうのぶお委員 議案第12号、これは本会議におきまして総合計画審議会規則の改正を行いますということをお聞きしました。それで、どのように改正するのか分かりませんので、改正案の資料を求めたいと思います。

議案第14号 豊明市職員の旅費に関する条例の全部改正について、これにつきましては、旅費の規定がどのように改正されるか今回の議案第14号の資料には載っていませんので、それを確認する必要があるため、規則改正案の資料提出をお願いしたい。

最後に、議案第22号、令和7年度豊明市一般会計補正第10号、これ、ページ数で23ページの2款 総務費の一番上になります。教育費営繕工事1,174万円の減です。これ、詳細図面がないと分かりませんので、これの図面の資料請求したいと思います。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 趣旨説明は終わりました。

当局において資料は用意できますか。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 議案第12号の資料なんですけれども、改正文でしたら10分程度あれば用意ができます。

○総務委員長（鈴木智和議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 議案第14号の旅費の規則ですけれども、こちらはまだ確定ではなくて案の状態ですけれども、お出しすることはできます。10分程度お時間いただければと思います。

○総務委員長（鈴木智和議員） 北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 議案第22号の補正予算に係ります教育費営繕工事費の工事概要が分かるものということで、図面の抜粋したものを10分程度お時間いただければ御用意できるかと思います。

○総務委員長（鈴木智和議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと確認したいんですけど、この資料というのは紙ベースで来るのか、データで来るのか、これはどうなんですかね。

○総務委員長（鈴木智和議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 電子で用意する予定です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 14号についても電子データのほうで御用意する予定です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 議案第22号につきましても電子データでお渡しする予定です。

○総務委員長（鈴木智和議員） では、もう一度お聞きいたします。本委員会において資料請求、電子で頂くということですが……。

（議案ごとにお願ひしますの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 分かりました。

では、議案ごとに資料請求を諮ります。

では、初めに、議案第12号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の廃止についての資料請求に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） 賛成少数です。資料請求は否決されました。

続いて、議案第14号 豊明市職員の旅費に関する条例の全部改正について、データにて資料請求することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。賛成少数です。資料請求は否決されました。

続いて、議案第22号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第10号）について、データにて資料請求することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。賛成少数です。資料請求は否決されました。

それでは、初めに、議案第12号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の廃止についてと

議案第13号 豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例の廃止については関連がありますので、一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議ありませんので、議案第12号と議案第13号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第12号と議案第13号について、理事者の説明を求めます。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） それでは、議案第12号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の廃止について御説明させていただきます。

この案を提出するのは、第6次豊明市総合計画において行政改革大綱を一体的に作成したことに伴い、附属機関を総合計画審議会へ統合する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

豊明市行政改革推進委員会設置条例を廃止いたします。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第13号 豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例の廃止について御説明させていただきます。

この案を提出するのは、第6次総合計画において総合戦略を一体的に作成したことに伴い、附属機関を総合計画審議会へ統合する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止いたします。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 一緒にいいんですね、一緒に。

○総務委員長（鈴木智和議員） はい。

○三浦桂司委員 昨日、本会議場で今より伊藤部長のほうが事細かく説明いただきまして、ありがとうございます。これ、行政改革推進委員会、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止して、総合計画審議会での議論を一本化して第6次総計に入れ込む

ということでもいいですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 昨日、部長はかなり多くのことを一気に説明されましたので、ちょっと書き切れない部分があるので、ちょっと確認にもなりますけども、総合計画審議会のメンバーというのはどういう構成で、基本的には年に何回ぐらい開催を予定しておりますか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 委員の構成はまだ具体的に決まってないんですけど、15名から20名ぐらいで考えておりまして、基本的には年1回を予定しております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 12号のほうですけども、今までの行政改革推進委員会は何名ぐらいで構成されてたんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 行政改革推進委員会は5名でやっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 じゃ、今の5名が今後、総合計画の審議会で15名から20名の委員さんになって進化するということでしたね。それでいいでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） どんな方がちょっと委員になるかというのはまだこれからなんですけども、今までのメンバーなどを参考にいろんな団体の委員の方に参加していただきたいなと思っております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） いとう委員。

○いとうひろし委員　じゃ、その15名から20名の総合計画審議会のほうには今までの5名の方もそのままスライドして入っていくという考えでいいんでしょうか。それとも新たに幅広く構成員を募るということなんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員）　御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君）　丸々入るということはないと思うんですけども、必要な方に来てもらうという考えで決めていきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　今の関連なんですけど、15名から20名入るということで、その中で行革の分かる方って何名ぐらい入ることになるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員）　御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君）　幅広い意見などを聞こうと思っておりますので、分かる分からないというのはちょっと分からないんですけど、全員の方が分かるような形でやっていきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員）　三浦委員。

○三浦桂司委員　昨日の段階では人数はある程度決まって、まだ決まってない、メンバーとして学識経験者や専門員とかだけじゃなく、市民公募やワークショップも取り入れるということで回答があったんですが、そういう方向ですか。

○総務委員長（鈴木智和議員）　御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君）　市民公募も当然入れまして、ワークショップのほうも7月に予定をしております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　ちょっと具体的な内容のところの質問ですけど、行政推進項目の3につきまして、効果的、効率的な行政運営を行うというふうにあります。その指標は、行政は効果的、効率的な行政運営を行っていると思う市民の割合とか、あと、PDCAサ

イクル、これが実践されていると思う職員の割合とか、あと、公共施設が適切に維持管理されていると思う市民、職員の割合ということで、これ、意外と主観的な項目だと思うんですけど、実際どれだけこれを削減したか測定したかということは、今後どのように計っていくんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） こちらの指標はアンケートなどで取っていきますので、市民の方だったり職員のほうがどれくらいこういったことを思っているかという割合を計っていくものになります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長。

○こんどうのぶお委員 今のこれ、行政推進項目、これ、計るのみで、今後、費用対効果というのはどのように計っていく、やらないのか、やるのか、ちょっと分かりませんが、その辺はどうでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 具体的に費用が計れるものがあれば計ってくんですけども、計れないものに関しましては、こういったアンケート調査などで割合などを計っていきます。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、総合実施計画書を見ると、目次の3番目までは総合計画の4、5、行政改革総合計画なんです。4番目、5番目は行政施策であり、別のカテゴリーになると思うんですけど、これ、一体でやるということなんですけど、これ、二部立てにして会議を行わないと私はできないと思うんですけど、その辺はどういう状況でやるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 会議を2回やれと、そういうことですか。

○こんどうのぶお委員 いや、中で2つカテゴリーがあると思うので、それをどうやって一体化するんでしょうかという意味なんですけど。

○総務委員長（鈴木智和議員） 議案内で御答弁願います。

○企画政策課長（萩野昭久君） 一応、この行政推進項目というのは、どちらかというと庁舎内の業務が主になりますので、そういったことをちょっと市民の皆さんとか、アンケ

ート調査で計って聞いていくことになりますので、二部立てでやるということは考えておりません。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 これ、委員会設置条例を廃止して、総合計画審議会の今回は条例は新たにまたつくらずに規則で対応していくという理解でよかったですか。どうして今回は審議会の条例はつくらずに規則にしたのか、その意図が分かれば教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 総合計画条例というのが今ありまして、総合計画条例のほうでは審議会の組織は規則で定めとなっておりますので、今回、条例を改正する必要があると、規則のほうを少し改正する形になっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 議案第13号のほうなんですけど、まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会の条例の廃止ということですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会、これまでどのような役割を担って、どのような成果があったんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 萩野課長、議案内で御答弁願います。

○企画政策課長（萩野昭久君） まち・ひとの総合戦略なんですけど、これは国のほうが人口減少だったり、東京への人口の一極集中という課題を解決するために国のほうが計画を策定して、それに倣って豊明市のほうもつくったものになりまして、主に人口なんかを目標にしているんですけど、人口のほうはちょっと目標が達成できなかったんですけども、総合戦略の策定というのは、地方創生のための交付金を受ける際だったり、あと、企業版ふるさと納税の条件にもなっておりますので、そちらのほうで成果がありまして、これまで交付金でいきますと、学校のプロジェクターの整備だったり、チョイソコの整備だったり、あと、企業版のふるさと納税のほうも多くの企業のところから寄附がありましたので、それなりに成果はあったと思います。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、13号のほうで人口ビジョンのほうなんですけど、これ、定

数抑制がされていないということで、あと、合計特殊出生率が周辺の大府市、刈谷市、緑区よりも低いことについての議論はできているのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 議案内で御答弁願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、設置条例を統合させるんですよね。だから、それで聞いていますけど。

○総務委員長（鈴木智和議員） じゃ、御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 今もそうなんですが、指標のほうにそういった指標がありますので、進捗管理をしておりますので、そこら辺の審議というんですか、議論にはなるかと思います。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 それで、総合計画審議会では今後、転出抑制や出生率、市内従業員数とか、あと、創業数、空き家店舗活用なども議論されていくのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 一応、総合計画のほうは最上位の計画になりますので、それに応じて各部署だったりいろいろな政策であったり計画を立てていくことになると思うんですけども、そういった議論になれば、委員のほうからそういった議論があればそういった議論にはなると思います。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 創生総合戦略の基本指標には、重要業績評価指標、K P I、これを用いて進捗を管理しています。総合計画にもこの指標を入れて目標管理をしていくことになるのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 総合戦略のほうは、総合計画でいくと4つの分野に該当する、そこでやっていくんですが、そこにK P Iのほうを設定して進捗管理を行っていきます。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 ちょっとまた基本的なことを教えていただきたいんですけど、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の目的と、あと、総計の目的、どのように違うんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 先ほどもちょっと回答したんですけど、総合戦略のほうはどういうのと人口ですね。人口減少を何とかしようというような形になりますので、総合計画のほうも人口というのは、人口をどうしようかというのは上位の目的になりますので、同じというんですか、やることは同じになってきますので、今回、総合計画のほうで含めて一体的にやっていくということになります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 議案第12号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の廃止について、昨日の議場質疑において詳細がまだ煮詰めていない、会議についても年1回とか、そういった全く今後の見通しができていません。分科会の検討もありません。現状の総合計画の行政推進項目では費用対効果を計ることはできません。さらに、総合計画審議会の委員に行政が分かる専門家がどれだけ入るかも分かりません。

以前、新エネルギー推進委員会を環境審議会に統合したと聞き、環境審議会も私、傍聴に行きましたが、全く新エネルギーをどのように推進するかの議論はなされていませんでした。豊明市の新エネルギー推進はなくなってしまいました。

今回もこのような状況では行政推進委員会と総合審議会を一体としても十分な機能、目的は果たすことができるとは思えません。

以上の理由から反対とします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 2つの議論をまとめて討論するんじゃなく、今は12の、両方。

○総務委員長（鈴木智和議員） 今、12号です。

（両方やるの声あり）

（別々だよの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 討論は一緒に、採決は……。

○三浦桂司委員 今、12号だけでしたか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長、今のはどちらでしょう。

○こんどうのぶお委員 12号です。じゃ、13号もやればいいですか。

（討論はまとめてと言われたのでの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 討論は一括です。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 すみません、続けて、議案第13号について、豊明市ひと・まち・しごと創生総合戦略推進委員会条例の廃止について、前回の議案12号と同様で、これまで、まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会で深く議論されるべき転出抑制や出生率、市内従業員数、創業数、空き店舗活用などの当市にとって非常に重要な事案を総合計画審議会に一体化されることで十分に議論されるとは考えられません。また、分科会の検討もあります。この一体化も議論の衰退を生み出すと考えられますので、反対とします。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 議案の号数を述べてから討論に入ってください。

ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 私、2つの設置条例をまとめて討論いたします。

今回、設置条例を廃止して総合計画審議会に統合するという議案ですけども、昨日聞きました。推進プランの進捗とか事業の改善提案、包括管理とか公共施設の適正化、給食センターとかDXの推進などの提案があったと聞いております。今の段階で総計の人数は決まっていないとのことですけども、学識者とか専門員、関係者だけではなく、市民の声も聞き入れるという観点からワークショップとか市民公募も取り入れると先ほど聞きました。成果についてはコストや金額だけを見るのではなくて、社会が複雑化しているので、社会、経済を鑑みながらも、格差などの問題もあります。新たな課題を見つけ出してください。目指すまちというのは豊明市民がいかに今以上に住みやすいまちにすることによって派生する、昨日、部長が言われました副次的な効果を見定めながら、一方で、簡素で効率的な業務をするようお願いして、12号、13号とも賛成といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございますか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 12号と13号、まとめて討論させていただきます。

推進委員会設置条例、これ、5名の構成員でやっていて、この条例を廃止して総合計画審議会、15名から20名の頭数が増えるわけで、頭数が増えればまたいろんな意見が出てきて、より活性化して、さらに進化していくと思うんですね。幅広く構成員を集めていただいて、熱意ある議員も参加できればいいかなと思いますので、またそれも期待して賛成とします。

（発言する者あり）

○いとうひろし委員 議員は参加しないのね。分かりました。賛成、賛成ね。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第12号について採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） 賛成多数であります。よって、議案第12号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号について採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第13号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号 豊明市職員の旅費に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第14号 豊明市職員の旅費に関する条例の全部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律の改正により、全部改正をする必要があるからでございます。

今回の改正は、物価上昇、デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化など、経済、

社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減や業務環境の改善を図ることを目的に国家公務員等の旅費に関する法律の改正等が行われ、本市においても国の規定との均衡を図るための改正となります。

主な改正点といたしまして、第3条第7項において、旅行役務提供契約による旅行の場合に旅行代理店等への直接支払いを可能とする規定の新設、第6条、旅費の種目の一部見直し、第14条、包括宿泊費の新設、そのほか職務給の差による旅費支給額の格差の見直しなどがございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行します。

また、附則第5条から第7条において、この条例改正に伴う関係条例の引用部分の修正等を行います。

以上で議案第14号の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武谷委員。

○武谷としお委員 議案第14号、職員の旅費に関する条例の全部改正ということなんですけど、なかなか全部改正という言葉あまり聞かないんですが、こういった全部改正にする理由というのを詳しく教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今回、国のほうの法律、あと、施行令や財務省令などが改正されたり、施行令は新たに制定されたりと、国のほうで旅費に関するいろんな取決めが大きく変わりました。それを見ながら本市の旅費条例のほうも改正を合わせていこうと内容を吟味してきたんですけれども、そもそも国の法律と本市の条例がまるっきりイコール、一致はしてはなかったことだったり、あと、やはり改正部分が大きくありましたので、一部改正とすると非常に見にくい新旧対照表だったり、改正文が非常に長くだらだらになってしまうので、今回はもう全部改正ということでさせていただこうというふうになりました。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、14条の包括宿泊費というやつですね。ホテルのバックでも大丈夫

という感じだと思うんですけども、社会情勢の変化とか、国の規定とか、いろいろ金額を上げるということだと思いますけども、今まではバックというのは駄目だったわけですかね。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今までは移動に係る分は旅費、例えば電車賃だったりというようなもので出して、それから、ホテルとかに泊まるお金は宿泊費とか、それぞれ別個に定められて、それぞれに出していたんですけども、移動と宿泊等を一体で、よく旅行代理店とかでお願いしたりするときに一体でお願いをしたりすることも今は一般的になってきましたので、そういったのを合わせて支払うことができるようにということで、その包括宿泊費というのが新設されたというふうに理解しております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 13条の宿泊費の上限で、ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合はと、当該宿泊に要する費用の額とするというのは、これ、金額が市長等2万7,000円、それ以外は1万9,000円って、外国などへの出張する場合の宿泊費を想定しているのか、この内容をちょっと教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） この第13条では、宿泊費を市長等にあつては2万7,000円、それ以外の職員にあつては1万9,000円以内で規則で定める額としております。例えば市長等が宿泊を伴う出張に行った際に、その他以外の職員が随行で行ったようなときに市長と違うホテルに泊まるわけにはいかないと思いますので、同じホテルに泊まったときに、その他職員は上限が1万9,000円なんですけど、それを超えてしまっても市長の随行ということで市長と同じ額が支払うことができますとか、そういったような感じになっております。外国旅行を特に設定してということではないです。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、宿泊費が1万2,000円から2万7,000円と大幅に変わってるんですが、この2万7,000円という根拠って何かあるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） この金額につきましては、国のほうが日本全国各地域の

宿泊平均を多分調べたんだと思います。国のほうの財務省令のほうで各県上限幾らというのをそれぞれ示されてきておりますので、それに合わせて本市のほうも規則で定めたいというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、改正した場合の財政面の影響額とか、そういうのはどのぐらいと見込んでるのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 特に試算はしておりませんが、そもそも宿泊を伴うような出張というのはそんなに多くはございませんので、大丈夫と思っております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 条例の第1条では、市長、副市長及び教育長並びに一般職の職員、附則の第6条には8級の職にある者ということで、特別職とその他部長以下は一般職という取扱い、8級というのはかつて部長職だと思うんですけども、部長職は特別ではなく、もう一般職扱いという認識でよかったのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 委員のおっしゃるとおりです。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほか、ございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、旅費に関する条例の別表の2に移転料というのがあって、新条例にはないと思いますが、これはどのようになるのでしょうか。旅費に関する条例の別表の2、移転料というのがあるんです。

○総務委員長（鈴木智和議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それは今の条例のことでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長。

○こんどうのぶお委員 今の条例ですね。

○総務委員長（鈴木智和議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 新条例のほうでは、転居費でこの移転料については見ております。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 備考の下、支度料というのがあると思うんですけど、これはどのようなになるのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長、備考というのはどの資料を指しているのでしょうか。

○こんどうのぶお委員 今の資料の豊明市職員旅費条例、旅費に関する条例ですね。

○総務委員長（鈴木智和議員） 現行ということでよろしいでしょうか。

○こんどうのぶお委員 はい。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁できますでしょうか。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 新条例では、新条例ではといいますか、支度料というのが外国旅行のときに事前に支払われる金額のことなんですけれども、新条例では支度料というのは特には規定していませんので支払いはないです。代わりに渡航雑費ということで、準備に必要な費用については支払いができるようになっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 2条の（6）、事実上婚姻関係と同様の事情にある、例えば内縁の妻とか、同棲していると。何か変な質問になっちゃったけど、そういう方は自己申請になるのかな、申請は。この人と一緒に住んでいるよってというのは確認はどうやって取るのかな。

○総務委員長（鈴木智和議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 事実上、婚姻関係と同様の人であるよというようなことは、一緒に住んでいるとか、生計を同一にしているとか、あと、扶養に入っているのかどうかとか、そういったあたりで確認することになるのかなとは思いますが、以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 金額の高い安いは意見が分かれると思いますけども、宿泊を伴う出張とか視察というのは、交通手段とか宿、食事などを探すのに結構時間を取られて、本来の目

的である会議体の時間が削られがちになるので、その点はバックなどを認めれば会議に集中できることになって合理性があると思いますので、賛成といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第14号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第15号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、消防団の機能別団員の新設のため必要があるからでございます。改正内容について説明いたします。

令和7年12月の定例月議会において消防団の機能別団員の新設についてお認めいただいております。その機能別団員が訓練等で出動した場合の報酬を日額3,500円と定めるものでございます。

そのほかに豊明市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う文言等の所要の改正をいたします。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上で議案第15号の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武谷委員。

○武谷としお委員 今、課長のほうから説明があった機能別団員の日額3,500円、これの積算根拠はどこから持ってきたんでしょうか。お願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） 3,500円というのは、今までにあります基本団員の訓練が日額3,500円となっておりますので、同等とさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、消防団の機能別団員は前回の議会で可決されました。なぜそのときに条例改正も提出しなかったのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） 機能別消防団員のほうは学生を対象に今回設立しようと考えておりますので、4月以降に学生のほうの募集を行っていくということで、訓練自体も来年度から行うということです、それに合わせて今回3月議会のほうで訓練費のほうを上程させていただいたという形になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 資料の議案第15号の参考資料のほうなんですけど、これの2分の2のところなんですけど、民間活用事業推進アドバイザーの方、3級、民間活用事業推進審査委員会委員長、これは8級ですか。これ、階級が違うのはどういった理由になるのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） これは委員長ということで、階級も違うんですけど、国とかのところのものを参考に決めさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 そこの参考資料の2分の1のところなんですけど、第6条のところですとありまして、豊明市職員の旅費に関する条例というのがあって、令和8年豊明市条例第○号というか、書いてないんですけど、これ、細かい話なんですけど、どういうことになるのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） この職員の旅費に関する条約では、先ほど審議していただいておりますけども、この議会で上程しておりますので、可決された後に条例番号がつきます。それがついたときにその番号をここに入れていくという形になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 消防団員もちょっと成り手が少なくなっていて、団員不足が顕著になっております。あの手この手で様々な人を巻き込んで、市民の安心・安全を確保する必要性が現実には生じております。年末年始に発生した阿野の火災でも、年末日曜日の午後とか、1月3日の午後9時という時間帯にもかかわらず、多くの団員によって消火活動とか警備活動、御協力いただきました。大変ありがとうございました。災害はいつ発生するか分かりませんので、このように尾三消防署員だけでなく、地元に根づいた消防団員の人の協力も必要不可欠なものとなっておりますので、訓練費3,500円という金額をもっと上げてもいいと思い、賛成といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

議長。

○議長（近藤ひろひで議員） 議案第15号、賛成の討論をいたします。

今、三浦委員が言われましたけれど、一般団員でも学生の方が消防団に入っていたというのが現状で、機能別を特に手厚くと、一般団員も手厚くしていただきたい、両方手厚くしていただきたいんですが、こういったことを条例で定めて機能別からまた一般団員に入ってもらえるような普及にもつながると思いますので、賛成といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 議案第15号、賛成の立場で討論します。

先ほど皆さんが言っているように、成り手不足は現実課題としてあると思うんです。現在も消防団の方は会社をやりながら、自営をしながら務めておられますので、多少じゃなくても、これから機能別団員が何らかの力になってくれることを期待して賛成とします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第15号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第16号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い、必要があるからでございます。

今回の改正は、国家公務員の給与の改定とともに、職員の月例給与水準を適切に確保するための措置として第2種初任給調整手当が新設されたことに準じて、本市職員にも同様の手当を規定するもので、第11条の初任給調整手当を第1種初任給調整手当とし、第11条の2に第2種初任給調整手当の規定を追加いたします。

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当でございます。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上で議案第16号の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武谷委員。

○武谷としお委員 16号の参考資料を見ているんですが、改正後の案で第1種初任給調整、第2種初任給調整という2つに分かれてるんですけども、こういった方が第1種なのか、こういった方が第2種なのか、ちょっと詳しく教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 第1種初任給調整手当の対象になる方は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による職員の補充に特別の事情があると認められる職で、市長

が規則で定める者というふうに条例のほうには規定されております。

具体的に言いますと、国家公務員のほうでは、医師だったり、医系技官だったりといった、そういった本当に特殊な専門的な知識でもって職務に当たる人間がこの手当をもらうような該当の職員になっております。本市の場合は、そういった方は今のところ該当する者がおりませんので、この手当を支給されている者はありません。

それから、今回新設される第2種初任給調整手当なんですけども、こちらは先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、地域別の最低賃金、毎年国のほうで発表されると思うんですけども、その金額と本市でもらうお給料を時間給に戻して比較した場合に本市のお給料のほう安かったときに、その差額分を補填するような手当という形になります。こちらについても今現在確認しましたら、一番最低の級でも地域別の最低賃金を下回ることとは今のところございませんので、今は該当する職員はありません。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 時間給を割り戻して民間との差をなくすためと。豊明市にはその該当者はいないということよろしいですね。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） おっしゃるとおりです。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 当市には下回る人はいないと言われたんですけど、具体的に初任給を換算、時給にするとどのぐらいになるんですかね。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 本市の高卒初任給で計算をしますと、時間給にして1,379円になります。現在の愛知県の最低賃金は1,140円ですので、本市のほうを上回っているということです。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 職員の給与というのは生活給なので、物価高騰とか、インフレ率とか、少なくとも民間と同程度にしないと優秀な人が集まりませんので、限られた予算の中で市民生活向上させるには、優秀な人材、斬新なアイデアを持った人の確保が必要不可欠なので、職員の成り手不足というのが結果として市民サービスの低下につながるもので、それなりの賃金を保障するのは当然と思い、賛成といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第16号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

中野防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） それでは、議案第21号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出しますのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、必要があるためです。

それでは、内容を御説明しますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、第5条第2項及び第3項並びに別表で定められている補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改めるものです。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

なお、経過措置としまして、施行日前に支給する事由の生じた損害補償等につきましては、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武谷委員。

○武谷としお委員 別記1のほうの金額のほうを今見てるんですが、この上げ幅というのは政令で決まってるというか、国基準で決まってるんでしょうか。お願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） おっしゃるとおりです。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今のところなんですけど、これ、勤務年数とか階級によって違いがあるんですけど、その違いはなぜなんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） 階級に差がある理由としましては、責任の重さや役割の違い、あと、経験や貢献度を反映させているためです。また、階級が高いほど社会的地位や収入が高い場合が多く、それに応じた補償が設定されております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 もう一つ、ここ5年間で公務災害というのはあったんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） 令和7年度で2件あります。あと、令和元年に1件あります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 ちなみに改正されるまでに何年ぐらいかかったんでしょうか。何年ぶりの改正なんでしょうか。お願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） 昨年度も改正しております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第21号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩といたします。

（引き続きやってもいいと思いますが、委員に聞いてくださいの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 今、議長より引き続き会議を継続というお話がありましたので、お諮りいたします。最初に、このまま継続をして会議を進めてもいいと思う委員の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） 分かりました。では、休憩はせずに、引き続き議案の審議に入ってまいりたいと思いますので、委員の皆様、御協力をお願いいたします。

続いて、議案第22号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第10号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

深草議事課長。

○議事課長（深草広治君） それでは、議案第22号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第10号）のうち、議事課所管分について御説明いたします。

補正予算書20ページをお開きください。

1款1項1目 議会費につきまして、主なものを説明いたします。

補正予算書20ページ、2 議員活動事業の調査旅費150万円の減額は、主に各委員会の行政視察が終了したことによる減額分でございます。

続きまして、その下、事務局事業中、議会庶務事務116万8,000円の減額は、年度途中の職員退職に伴い任用いたしました会計年度任用職員について、その後、正職員が配属されたことに伴い、年度途中に任用を終了したことによる減額分でございます。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 田木総務課長。

○総務課長（田木 勇君） 続きまして、2款 総務費より、総務課所管の補正予算につ

いて御説明をいたします。

歳出の主なものから御説明しますので、補正予算書の22ページをお願いいたします。

2款1項7目 財産管理事務事業の179万2,000円の減は、市有地の売却による不用額の減額及び市役所第2駐車場用地の買取りによる額の確定によるものです。

続いて、25ページです。

2款4項3目 参議院議員選挙執行事業の1,695万9,000円の減は、令和7年7月20日に執行された参議院議員選挙の執行経費が確定したことに伴い、減額するものです。

続いて、27ページを御覧ください。

2款5項3目 諸統計調査事業の527万9,000円の減は、国勢調査を実施したことに伴い、不用額を減額するものです。

続いて、歳入の主なものを御説明します。

16ページを御覧ください。

16款2項1目1節 土地建物売払代金の824万1,000円の増額は、土地の売払いに伴う収入です。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 浦財政課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 次に、財政課所管分について説明いたします。

歳出より説明いたしますので、21ページをお願いいたします。

21ページ最上段の契約検査事業及び22ページ真ん中ほどにある財務会計事業、財政管理事務事業の減額は、それぞれ執行見込みによる減額補正でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

17ページ中段の一般寄附金でございます。説明欄の上から2つ目、競馬場周辺整備事業寄附金7,426万円については、日本中央競馬会様からの環境整備事業の確定による増額補正となっております。その下の一般寄附金199万円は、総額200万円の御寄附を頂いたものでございます。いずれも貴重な御寄附を賜り、本当にありがとうございました。

以上で財政課所管分の主な説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 伊藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 続きまして、秘書広報課所管分につきまして説明いたします。

補正予算書の21ページを御覧ください。

2款1項2目 秘書人事管理費の秘書人事人件費で336万7,000円を減額いたします。減額の主な内訳は、児童手当72万円、職員共済組合事務費負担金120万円などです。

続きまして、職員健康診断事業で職員健康診断等委託料94万円の減額、職員研修事業で職員研修委託料、実務研修費負担金など合計で86万5,000円を減額いたします。

その下、秘書人事管理事務事業で454万2,000円の減額は、主に庁内事務補助業務に係る会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当などです。

次のページ、22ページの上から4つ目、4目 広報費では211万3,000円を減額いたします。減額の内訳は、広報紙の印刷製本費用が主なものとなります。

これらの減は、いずれも3月までの執行見込みから不用額を減額するものでございます。

以上で秘書広報課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 北川公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） それでは、公共施設管理課所管分について御説明いたします。

歳出の主なものより御説明いたしますので、22ページをお開きください。

22ページ最下段から23ページの最上段にかけてになりますが、22ページの一番下の行になります。2款 総務費、1項7目4 公共施設管理事業、一番下の行は公共施設劣化状況調査業務委託料610万5,000円の減額、それから、次のページに移りまして、一番上の行になります。教育費営繕工事費1,174万2,000円の減額など、全て執行済み、または執行見込みによる減額補正を行うものです。

なお、歳入につきましては、歳出の減額に伴って各事業に充当しております基金、市債が連動して減額補正となっております。

以上で公共施設管理課所管分の御説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 続いて、企画政策課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。

23ページの中段をお願いいたします。

2款 総務費、1項8目の企画事務事業の減額は、執行見込額算出等による減額補正でございます。その下の地域創生事務事業の減額につきましても、執行見込額算出等による減額補正でございます。

続いて、歳入の説明をいたしますので、11ページにお戻りください。

上段の14款 国庫支出金、2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8億7,762万3,000円は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者などに対して必要な事業を実施するための交付金になります。

続いて、16ページをお願いいたします。

最下段の16款 財産収入、2款2項2目 バス車両売却代金53万5,000円は、廃車したひまわりバス車両を売り払ったことによる収入代金でございます。

続いて、17ページをお願いいたします。

上段の17款 寄附金、1項1目の企業版ふるさと納税寄附金420万円の増額は、共生交流プラザカラット運営事業に賛同する事業者6社からの御寄附でございます。

続いて、18ページをお願いいたします。

下段の20款 諸収入、5項3目の自治総合センター助成金1,000万円は、ひまわりバス車両購入に対する助成金でございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 松本共生社会課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 続きまして、共生社会課所管分について御説明いたしますので、補正予算書の23ページを御覧ください。

2款1項11目の市民活動推進費は772万2,000円の減額です。

それでは、主なものについて御説明いたします。

1 市民活動推進事業、説明欄最下段のコミュニティー助成金500万円の減額は、区が実施するコミュニティー事業に要する備品等に対して一般財団法人自治総合センターが助成を行う事業ですが、本年度2団体申請いたしましたが、いずれも不採択となったため、減額するものです。その他の減額は、各事業に係る執行見込み残です。

続いて、歳入について御説明いたしますので、18ページを御覧ください。

20款 諸収入、5項 雑入、右側説明欄、上から3つ目、自治総合センター助成金500万円の減額は、同事業の歳出の減額に伴い、減額するものです。

以上で共生社会課所管分についての説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君） 続きまして、情報システム課所管分について御説明させていただきます。

補正予算書は23、24ページになります。

12目 電算管理費は3億7,307万5,000円を減額いたします。減額の大きな要因は、自治体情報システムの標準化への移行が令和7年度から令和9年度へ遅れることによるものです。

24ページ、電算管理費、説明欄の3段目、電算関係委託料の減は、標準化移行に係る移行業務委託料を減額したことによるものです。

2つ下、ASP等使用料は、こちらも標準化に係るガバメントクラウド利用料を減額したことによるものです。

続いて、歳入の御説明をいたします。

補正予算書は11ページをお願いします。

国庫補助金の1目 総務費国庫補助金の説明欄、デジタル基盤改革支援補助金の減額は、先ほど歳出で御説明いたしました自治体情報システム標準化に係る委託料及びASP等使用料に対する補助金を減額したものです。

以上で情報システム課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 中野防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） 続きまして、防災防犯対策課所管分より御説明いたします。

27ページを御覧ください。

下段の1目 交通安全対策費、説明欄、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費等補助金19万円の減額は、申請見込みにより減額するものです。

続きまして、37ページを御覧ください。

下段、9款 消防費、4目 災害対策費、説明欄、ブロック塀撤去事業費等補助金304万4,000円の減額は、申請見込みにより減額するものです。

また、歳出の減額に伴い、国庫補助金、県補助金の歳入も減額しております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） それでは、税務課所管分について歳出から御説明いたしますので、24ページをお願いします。

24ページ下段、2款2項1目 税務総務費につきまして7,722万円を減額するものです。主な要因は入札残及び執行残額を減額するものです。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、7ページを御覧ください。

上段、個人市民税の右側説明欄、所得割1億3,000万円の増額ですが、主に給与所得者のベースアップにより増額を見込みました。

その下、固定資産税の土地家屋償却資産につきましては、土地の地目変更や工場、倉庫の新設が行われたことに伴い、評価額が増加し、5,000万円の増額といたしました。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 高垣債権管理課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） 債権管理課所管分について歳出から説明をいたします。

補正予算書25ページを御覧ください。

上の表、2款2項2目 徴収費です。右側2段目、説明欄、諸負担金は、尾三地区滞納整理機構の負担金が減額されたため、それに合わせて減額するものです。

続きまして、歳入のうち主なものを説明いたします。

予算書7ページを御覧ください。

中段の表、固定資産税、右側説明欄、滞納繰越分は331万円を、下の表、都市計画税、右側説明欄、滞納繰越分は89万円をそれぞれ計上しました。

次に、予算書18ページを御覧ください。

中段の表、延滞金、右側説明欄、租税延滞金は420万円を計上しました。

下の表、雑入、右側説明欄2行目、債権管理課雑入は69万5,000円を計上しました。

これら歳入については、収入実績により増額するものです。

以上で債権管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

補正予算書25ページをお開きください。

中段、2款3項1目 戸籍住民基本台帳費、右のページ、2 住民記録電算処理事業、電算関係委託料383万9,000円の増額です。要因は戸籍の振り仮名記載に伴う住民基本台帳法等一部改正に係る住民基本台帳ほか各種システムの改修で、542万3,000円の増額です。また、標準化に伴う戸籍の附票システム移行が一部完了できないため、158万4,000円の減額です。

次に、歳入を御説明しますので、11ページをお開きください。

14款2項1目2節 電算管理費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち、市民課分は歳出で御説明した振り仮名の法改正に伴う業務委託費です。10分の10交付されるものです。

その下、デジタル基盤改革支援補助金のうち市民課分として、こちらも歳出で御説明した標準化に伴う戸籍情報システム等移行による補助金の減額です。

続きまして、繰越明許費の説明をいたしますので、6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正、1行目、2款3項 住民記録電算処理事業542万3,000円は、先ほど歳出で御説明した戸籍の振り仮名記載に伴う住民基本台帳法等一部改正に係る住民基本台帳等各種システム改修です。国が令和7年度予算として計上しているため、3月補正に計上させていただきましたが、事業完了は困難であるため、繰越しをするものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

武谷委員。

○武谷としお委員 予算書23ページ、2款1項の市民活動推進事業のところですか。先ほど課長の説明で2区から応募があつて不採択になったというのは、なかなかそういうことはないと思うんですけど、どういった理由で不採択なんのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 私どもも県のほうに確認をしております。県のほうも財団のほうから理由を付されて不採択となっているわけではないので詳細は分かりかねますが、県の見解としては、恐らく豊明市として1,000万円、ひまわりバスの関係で採択を受けているので、恐らくその影響ではないかというような見解でございました。

以上でございます。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 7ページの市税、個人市民税、固定資産税、都市計画税、当初に比べて上振れしているのは好ましいんですけども、1億3,000万の要因とか、土地家屋償却資産では、寺池の土地区画整理に伴う市街化区域に変更した土地評価額とか建物の税収増があるのか、間米南部の土地区画整理の土地というのはもう市街化区域に変更されたと思いますが、ここに反映されているのかどうか、お願いいたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） まず、個人市民税につきましては、令和7年度につきましては、賃上げ等、あと、好調な企業収益を見込んでおりまして、国の税収自体も伸びております。本市においても、1月末で昨年より5億円程度増収を見込んでおります。特に本市の場合、給与所得者が多いものですから、その分を見込むという形になっております。

続きまして、固定資産税のほうなんですけども、2つほどありましたけど、まずは寺池については令和7年度から仮換地課税という形になりましたので、こちらのほうも影響しております。間米南部につきましては、これはまだ従前地という形になっておりますので、こちらのほうについては特に影響はございません。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 間米南部については、何になっているという回答でしたか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） まだこちらについては主に市街化農地という形になっておりまして、特にそちらについては、間米南部については以前から、平成31年かな、なっております、そこから特に影響はありませんので、現状についての令和7年度については影響がないという形になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 7年度は関係ないけども、次年度以降、関係してくるということですね、じゃ。

○総務委員長（鈴木智和議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 訂正します。間米南部、ごめんなさい、平成31年は寺池で、ごめんなさい、間米南部については令和4年に市街化編入しております。訂正させてください。もう一つ、お願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 間米南部、市街化区域に何とかって、その後のことがちょっと分かりづらかったので、もう一回説明してください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 改めて訂正させていただきます。間米南部につきましては令和4年の3月に市街化区域になりまして、現状では市街化農地という形になっております。今に至るまで特に大きな影響はございませんので、令和7年度の補正には影響ないという形になっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長。

○こんどうのぶお委員 今の個人市民税の増加で賃上げということを言われたんですけど、働いてる人の人数も増えたって、そういうこともあるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 働いている人という人数は分からないんですけども、給与所得者の人数、こちらのほうで課税されている人数については増えております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 9ページの10款 地方交付税、補正額3億7,516万増ですか、これの増えた算出根拠ってあるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁できますでしょうか。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 地方交付税の算出根拠でございますが、基本的には人口などの数値で積算をする形になっております。

終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ここで3億7,516万を追加した金額が7年度の地方交付税の確定額になりますか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 追加交付されて、この額で確定でございます。

終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、基金……。

○総務委員長（鈴木智和議員） 何ページですか。

○こんどうのぶお委員 基金のところですね。

○総務委員長（鈴木智和議員） ページ数をお願いします。

○こんどうのぶお委員 42ページですか。基金、これの積立、財調が10億、教育基金が6億、公共施設が160万、福祉基金の5億と、かなりばらつきがあるんですけど、これの方針、指針、どうやって基金積立ての配分って決めるんでしょうか。決めたんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 基金につきましては、これまでの基金の積立状況、取崩し状況、今後の見通しなどを踏まえて行っているものでございます。

終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　それで、合計が21億という基金積立てなんですけど、これだけ積立てができた要因分析はどのようにされてますか。

○総務委員長（鈴木智和議員）　浦課長。

○財政課長（浦　倫彰君）　実際には、御指摘の前提は何か執行が余っているというような前提ではないかと思いますが、現実には22億ほどの繰入れをした形で運営を行っておりますので、我々の財政調整基金をはじめとした基金が比較的健全な、これは健全化判断比率で御報告をしておりますが、健全な状態でおりますので、当初予算の段階を含めて22億円の繰入れをしながら財政運営ができて、結果として税収が国を上振れているので、地方交付税などの追加交付があって今回21億積み立てることができたということになりますので、本市の健全な財政運営と国の税収の状況を踏まえてこういった状況になっているというふうにお考えいただければいいかと思います。

終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　11ページの3節の企画費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8億7,762万強についてですけども、昨日、本会議でかなり細かく説明ありましたけども、説明では、このうち国からの指示が低所得者への交付金が3億9,000万ぐらいで、市単独が4億8,000万ほどで、合わせた金額ということは理解できましたけども、低所得者の人の、ちょっと頭が新年度予算で混乱してますので、すみませんけど、低所得者の人への3万円、子どもへの2万円、ここが1億780万ということは聞いたんですけど、給付額が2億1,000万程度と、ちょっとこの部分がよく分からなかったなので、ちょっとお願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員）　御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君）　国の事業ですね。国がやっている事業がこの8億7,700万、約ですね。うち、国のほうが約3億9,000万ほどになっているんですけど、まず1つ目が昨年度、6年度の1月補正でお願いしました低所得者支援ということで3万円、あとは子ども加算2万円というやつですね。これが金額にしますと1億7,989万円、ですね。残りが不足額給付ということで、4万円の定額減税後に確定申告とかですか、税額が変更になった方への不足額の給付というものになるんですけど、それが金額にしますと2億1,176万5,000円、になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございますか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 この部分で市が自由に使えた事業というのは、とよあ券と小中の給食の補填、これは7年度分ということで、8年度の給食費はゼロじゃないということ、7年度分でまごころサポート便と高齢者タクシー券、この4つぐらいでよろしいですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 独自事業ということで、今、委員からありましたとよあ券、商品券事業と小中学校の給食費の材料費の高騰と、あと、まごころサポート便、高齢者のタクシーの運賃の補助、あと、新入学祝い金ですね。1年生になる家庭のところの祝い金、あと、とよあ券と同じ1月にお認めいただきましたひまわりバスとチョイソコの共通のお試しの乗車券の費用もこの中に入っております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございますか。

武谷委員。

○武谷としお委員 7ページの市税の入のところですか。所得税、所得割のほうは先ほどベースアップで増えている。残念ながら滞納の増になってるんですけど、固定資産税と都市計画税、これの要因って分かりますか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

高垣課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） こちらは予算に対して現収入額との差がありましたので、その差を埋めるような形で予算に追加したという形になっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございますか。

武谷委員。

○武谷としお委員 ちょっと関連なんですけど、これ、去年からこれだけ増えたわけではないということですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

高垣課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） 滞納額がこれだけ増えたというわけではなく、過去からの積み重ねで、その滞納額というのが元にあって、さらにそれに対して我々が徴収しているという形ですね。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員）　いとう委員。

○いとうひろし委員　その件数は分かるでしょうか。滞納件数。

○総務委員長（鈴木智和議員）　高垣課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君）　後ほどお答えします。

○総務委員長（鈴木智和議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　どっちがいいかな。18ページと23ページ、重なるんですが、自治総合センターの助成金、18ページのほうでいいですね。自治総合センター助成金、1,000万でひまわりバスの購入の助成をいただいたので、23ページ、市民活動推進事業、自治総合センターからの助成金が500万減、コミュニティー助成金になった可能性もあるやの答弁でしたけれども、今まで採択されなかったということは私の知る限りではないんですけども、申請内容には不備はなかったですか。

○総務委員長（鈴木智和議員）　御答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君）　私どももそれが気になっておりまして、それは確認しております。申請内容で不採択になったわけではないということで、来年度分につきましては既にその内容で、同内容で申請をしております。

○総務委員長（鈴木智和議員）　三浦委員。

○三浦桂司委員　同内容のやつを新年度予算に多分乗ってる事業だと思いますけども、そういうことで、これ、順番に皆さん各区、待っておられますので、このところ、しっかりお願いします。

それと、行政代執行徴収金……。

○総務委員長（鈴木智和議員）　ページ数。

○三浦桂司委員　同じところですか。23ページですね。

○総務委員長（鈴木智和議員）　23ページですか。

（20ページの声あり）

○三浦桂司委員　20ページか。ごめんなさい、20ページ。

213万7,000円の減、これはたしか、多分、前後駅近くの廃家の撤去費用がまだ所有者から徴収できていないということでよろしいですか。

○総務委員長（鈴木智和議員）　御答弁願います。

（発言する者あり）

○三浦桂司委員　そうですか。すみません、じゃ、訂正いたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

高垣課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） 先ほどのいとう委員の質問に対してお答えいたします。

直近の令和5年度の滞納額ということになりますけども、滞納数ということになりますけども、人数でもよろしいでしょうか。人数が389人、固定資産税と都市計画税を合わせて389人です。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 17ページ、16款2項 財産売払収入です。土地建物売払代金824万1,000円はどういったものになるのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

田木課長。

○総務課長（田木 勇君） こちらにつきましては、市所有の土地の中で道路などとして整備する予定のない土地を申出により払い下げたものとなっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

議長。

○議長（近藤ひろひで議員） 16ページの最下段のバス車両の売払い代金についてお聞きします。これ、ひまわりバスということなんですけれど、ラッピングを取った状態で売却するのか、著作権はないにしても、あれを購入した人が例えばこの近隣を、もし近隣を走ったらすごくややこしい話になる。売却のときの状態というのはどういう状態ですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 売却のときはそのままイラストがついた状態なんですけども、購入した後に事業者のほうがそれを取るというんですか、真っ白な形にしておりますので、そこまでは一応市のほうで確認しております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

議長。

○議長（近藤ひろひで議員） 売却条件としてそうしているということですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君）　そうですね。そのようになっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員）　ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　これは23ページ、23ページ、市民活動推進事業の一番下、下から2番目、市民提案型まちづくり事業交付金10万5,000円、金額は少ないんですけども、これ、応募が少なかったのか、提案が不採択となったのか、教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員）　御答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君）　例年より申請団体数は増えております。今年度は一般で1団体、ビギナーで14団体となっております。令和7年度につきましては、その前年度よりも予算額をそもそも増やしてございますので、減額となっております。

以上でございます。

○総務委員長（鈴木智和議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員　23ページの総務費の一番上、教育費営繕工事1,174万の減、これはどのような工事でしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員）　御答弁願います。

北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君）　大宮小学校と二村台小学校でトイレ改修工事を行いましたので、その工事の残額ということになります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員）　副委員長。

○こんどうのぶお委員　大宮小、二村台小で、その工事費はそれぞれ幾らになるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員）　御答弁願います。

北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君）　大宮小学校のほうが約3,860万円ほどで、二村台小学校が約4,220万円ほどとなっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、同じ業者の方がやったんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 別の業者です。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 24ページ、総務費、上から3つ目の電算関係委託料3億4,852万、これは標準化ということによろしいんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 標準化移行のための委託料を減額したものです。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長。

○こんどうのぶお委員 それがなぜできなかったんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 富士通系のシステムの開発が遅れているため、今年度期限になっておるんですけれども、そこまでの移行が間に合わないという申出を受けまして、令和9年度に移行を遅らせるというような判断をしまして、今年度中に事業が終わらないということでございます。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長。

○こんどうのぶお委員 24ページの2款の一番下かな、定額減税補足給付金の執行残が多い、6,817万ですか、これ、支給漏れとかはないんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 支給漏れという形ではないんですけども、こちらについては申請していただいて、それに対して支給するというのが原則になっておりまして、支給率については100%ではなくて97%という形でしたので、その分等もあります。あと、こちらにつきましては、当初のほうと、あと、6月に補正させていただいてますけども、そのときにもちょっと御説明させていただいたんですが、国の算定の基準が非常に雑といいます

か、分かりづらくて、当初と6月補正で非常に苦慮した次第でございます。それで、結果的にはこの金額、大きいんですけども、6,800万の補正減という形にさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長、どうぞ。

○こんどうのぶお委員 25ページの2款 総務費の真ん中のところで電算関係委託料の約383万円の増なんですけど、これの増えた理由というのは何になるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 先ほども御説明いたしましたけれども、戸籍の氏名、振り仮名記載に係る住基、そして、コンビニ交付システムのほうと、あと、戸籍附票システムに係る改修費になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 16ページの物品売払い代金、車、じんかい車とバスの売払いなんですけど、これってどのルートで売り払ったんですか。下取りとか、オークションとか、ちょっと金額的には安いと思うんですけど、お願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） じんかい車のほうは環境課のほうなんですけど、バスのほうは企画のほうでやっております、入札を行いまして、そこで金額のほうを決めてやっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 37ページ、9款 災害対策でブロック塀撤去事業費等補助金304万円の減です。これ、当初の計画と実数、その辺、どういったことになるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） 当初の計画の数値は除去が13件でフェンスに建て替

えるのが6件の予定をしておりました。実際は除去が3件でフェンスの建て替えが1件ということになりましたので、減額をしております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 17ページの寄附金、大変ありがたいんです。その真ん中の辺りの一般寄附金って、これ、ちょっと確認したいんですが、200万の寄附があったと聞きましたけれども、199万になっているのはどういう、何か聞いたかな。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 当初予算で1万円分を計上してありましたので、それと合わせてということでございます。

終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 議長。

○議長（近藤ひろひで議員） 関連です。1万円、科目出しというのは分かりますけど、その上の競馬場なんかは科目出しせずに確定してこうやって計上されてると思うんですね。ですから、これは一般質問に近いかもしれませんが、わざわざ頭出しで1万円必要でしたか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 御指摘の部分もあるかもしれませんが、いつでもそういった御厚意を受け入れる体制を整えておくということも大事なというふうに思っておりますので、こういった形で措置させていただいております。

終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 議案第22号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第10号）です。

総務委員会所管分ですけど、地方交付税3億7,516万円の増加、昨年と同様の補正額が上がり、また基金に組み込んでおります。執行残を基金積み残しで財政調整基金に約10億円、

目的基金よりも比較的自由に使える財調は約137億円というのは非常に多過ぎます。現状では標準財政規模の25%をキープしていますが、目安としては10%程度が適切ではないでしょうか。行政財政は単年度決算をしなければいけません。これは原則であります。年度末にいつも非常に多くの執行残が出ています。当初予算の見積りも過大だったのではないのでしょうか。

物価高で苦しむ市民、いつ改修するか分からない小学校の老朽化、甘い見積り積算、物価高騰対応の地方創生臨時交付金ももともと給食充実費として3,000万、一般財源から補助していた分まで臨時交付金で充てています。もっと物価高で苦しむ市民生活に寄り添っていただきたいです。福祉事業に回せばもっとさらなる充実ができたと考えます。

先般、カラットに行きましたら、蛇口から水が出っ放し、エアコン、換気扇もかけっ放し、それだから光熱費も上がるのではないのでしょうか。行方政策が後手後手としか思えません。

したがって、議案第22号、補正予算には反対といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほか、ございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 いつ災害が起きるか分かりませんので、財調や基金は積めるだけ積んでおいてください。事業に関しては総体的に問題なくて、総務委員会所管部分については賛成ですけれども、質問したように、気になる点は自治総合センターからの助成金、現コミュニティ助成金ですね。これ、来年度予算にも上がっておりますが、該当の行政区は本当に当てにしていると思いますので、令和8年度、しっかりこれを頂けるよう担当課として努力をお願いして、賛成といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 議案第22号、一般会計補正予算に対して賛成いたします。

三浦議員も言ってましたが、財調とか基金は、今ある市民も大切なんですけれども、将来にわたって豊明市が今後に残るためにはしっかりと積めるときに積むことが大切でありますので、このままでいいかと思います。よろしくお願いします。賛成です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 近藤委員。

○近藤ひろひで委員 補正予算、賛成の討論をいたします。

執行残が出たりとか、いずれもやった結果なので、反対だったらばろくそ言われるわけですよね。何でなんだ。あれも足らなかった、これも足らなかった。そういったことでもう適正にやられた結果なので、財政等もあって困るものではない。それもフェアな形で計

上されてると思いますので、全体としては。詳しくは本会議場でいとう議員が討論されると思います。賛成といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第22号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、議案第22号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本委員会報告書については、私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。

本委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前 1 1 時 5 7 分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長